に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一から様式第三まで、様式第五から様式第九まで、様式第十二、様式第十三、様式第十五から様式第十七まで、様式第十八から様式第二十まで、様式第二十六から様式第二十九まで及び様式第三十一から様式第四十三までの規定中「㊞」を削る。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二から別記様式第四までの規定中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二十五号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣　武田　良太

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十までの規定中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二十六号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の規定に基づき、総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣　武田　良太

総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「記名押印又は署名」を削る。

別記様式第二中「㊞」を削る。

別記様式第三中「記名押印又は署名」を削る。

別記様式第四中「㊞」を削る。

別記様式第五中「記名押印又は署名」を削る。

別記様式第六中「㊞」を削る。

別記様式第七中「記名押印又は署名」を削る。

別記様式第八中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。